

♣ 中小企業の再生・創業支援策

Q : 中小企業の再生支援や創業支援をするため、信用保証協会法を改正する案が出されたようですが、どのようなものなのですか？

A : 債権の譲受け、再生ファンドへの出資、新株予約権の取得が盛り込まれています。

【解説】

さきごろ、中小企業の再生支援、創業・新分野挑戦支援をするための信用保証協会法の改正案が提出されました。

概要は次のとおりです。

① 再生支援

- ・ 債権者の数が多く再生が進みにくいことに対応できるよう、保証協会が他の債権者の債権を譲り受けることにより債権者の数を減らし、調整が円滑に進められるようにする
- ・ 譲受価格の決定に当たっては、手続きに関する準則を定めるほか、第三者機関の関与等をさせ、より客観性・透明性を確保して適正価格を決定する

② 再生ファンドへの出資

- ・ 再生支援協議会の計画の実効性を高めるため、受け皿の確保をする
- ・ 保証協会の出資を可能にして、再生ファンドの組成を促す

③ 創業・新分野挑戦支援

- ・ 保証料の代わりに新株予約権の取得を認め保証料負担を軽減する
- ・ 保証協会による新株予約権の取得を可能にして中小企業者への積極的な保証を促す

